

PTS 信用取引に係る合意書

貴社に差し入れた「信用取引口座設定約諾書」（以下、「約諾書」という。）につき、信用取引に係る売買を執行する市場として、取引所金融商品市場に加え、私設取引システム（以下「PTS」という。）を利用するために、以下の各事項につき合意します。

なお、本合意書中の用語については、本合意書中に別段の定めがある場合を除き、日本証券業協会の諸規則及び約諾書の定義を適用するものとします。

（PTS 運営業者の規約等の遵守等）

第 1 条 私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において PTS 信用取引を行います。

- 2 私は今後貴社との間に行う PTS 信用取引において、約諾書前文に掲げる法令諸規則等の他、PTS 信用取引に係る売買を執行する PTS の運營業務を行う金融商品取引業者（以下「当該 PTS 運營業者」という。）が定める規則及び決定事項並びに慣行中、PTS 信用取引の条件に関連する条項に従います。

（読み替え）

第 2 条 約諾書第 1 条の規定中「信用取引において」とあるのは「信用取引（PTS 信用取引を含む。以下同じ。）において」と読み替えるものとします。

- 2 約諾書第 5 条、第 6 条②、第 7 条、第 9 条第 2 項、第 11 条第 3 項、第 13 条及び第 15 条の規定中「当該取引所」とあるのは「当該取引所又は当該 PTS 運營業者」と読み替えるものとします。
- 3 約諾書第 6 条柱書の規定中「制度信用取引を」とあるのは「制度信用取引（PTS 制度信用取引を含む。以下同じ。）を」と、「当該取引所」とあるのは「当該取引所及び当該 PTS 運營業者」と読み替えるものとします。
- 4 約諾書第 6 条①の規定中「貸借取引」とあるのは「貸借取引（PTS 貸借取引を含む。以下同じ。）」と読み替えることとします。

(2020 年 1 月)

C00797-01